

(電子メール施行)

障 号 外
令和5年3月 日

指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

前年度の事業実績が要件となる加算等の届出について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、届出に係る加算等については、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、それぞれ算定を開始することとされているところ、「前年度の平均利用者数」や「前年度の就労定着者数」等、前年度の事業実績が要件となり、令和5年4月1日から算定を開始する加算等については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の実績を届け出ることが条件となっていることから、届出期限等の取扱いを下記のとおりとしますので御承知願います。

記

1 届出期日

ア) 基本報酬…郵送：令和5年4月14日(金)※必着

メール：令和5年4月15日(土)

就労移行支援、就労継続支援A・B型及び就労定着支援(以下「就労系サービス」という。)については、前年度等の実績に基づき、基本報酬の区分が決まるため、提出期限を上記のとおりとします。

イ) 前年度実績を要件とする加算…令和5年4月14日(金)※必着

メール：令和5年4月15日(土)

令和5年4月分から算定を開始する加算の中でも、「前年度の平均利用者数」や「前年度の就労定着者数」等、前年度の事業実績を要件としている場合、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の実績を届け出ることが条件となっていることから、提出期限を上記のとおりとします。

(例：人員配置加算など)

なお、上記期限を過ぎての届出であっても、令和5年4月末までに届出があった場合は、4月のサービス提供分から加算を取得することが可能です。ただし、その場合は4月分の報酬について過誤調整を行い、6月に請求することとなりますので、御注意願います。

2 届出様式

県障害福祉課ホームページに掲載しておりますので、御活用願います。

- ・介護給付費等の算定に係る届出書等

(<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kasan001.html>)

3 留意事項

・就労系サービスの基本報酬は過年度実績に基づいて算定することとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度の基本報酬の算定に要する過年度実績については、令和3年度だけでなく、令和2年度、令和元年度及び平成30年度の実績による算定が可能と示されています。また、令和5年度の取扱いについても、今後、国から別途、取扱いに関して通知されることが想定され、国から通知があり次第、県からメールで周知します。各事業所におかれましては、国の通知の内容も参考に来年度の基本報酬の届出を期日まで提出いただくようお願いいたします。

- ・当該加算等を4月から新たに算定することについて、利用者等に十分に説明願います。

・令和4年度に、前年度の事業実績が要件となる加算を算定していた事業所等において、令和5年4月からも当該加算を算定する場合には、引き続き要件を満たしている事を必ず確認した上で、算定してください。(この場合、変更の届出は不要です)

・要件を満たさない場合は、速やかに変更又は終了を届出願います。ただし、基本報酬(就労移行支援、就労継続支援A型並びにB型及び就労定着支援のみ)、就労移行支援体制加算、移行準備支援体制加算及び就労定着実績体制加算については、変更の有無に関わらず届出必須とします。

4 提出先

指定事務を所管する担当班(当課運営指導班又は各保健福祉事務所(地域事務所)母子・障害(第二)班)に届出願います。

※…仙台市内の事業所(仙台市から指定を受けている事業所)については、仙台市に提出が必要です。

5 参考

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算については、毎年度届出が必要です。

令和5年度分については、令和5年4月14日(金)までに御提出願います。

(前年度の実績が要件となる報酬加算と異なり、期限を過ぎて提出すると、4月からの報酬算定が認められません)